金融庁

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
030010	キャプティブ保険制度の創設	保険業法第6条第2項、第116条第3項、保険業法施行規則第71条第1項、平成11年金融監督庁・大蔵省告示第3号	①現行の保険業法には、親会社等特定の者を対象とする保険のみの再保険を引き受ける保険会社という制度はない。 ②保険会社が出再（再保険）する場合に、保険会社の責任準備金の積立を免除することについては、再保険を受ける者が保険会社の免許を受けている必要がある。 ③保険会社には、最低資本金額や健全性の基準（ソルベンシーマージン基準）等の規制がある。	C	ー	①特定地域において再保険キャプティブを制度化し、②そこに再保険を出す一般の保険会社について責任準備金の積立免除を認める一方、③再保険キャプティブに対する規制・監督を一般の保険会社に対するものよりも緩いものにする、ということについては、再保険の出再元である一般の保険会社は特定地域に止まらず保険契約の引受け等を行っており、再保険を受ける者が破綻した場合の影響は特定地域に止まるものではなく、広く国内金融制度一般の問題として捉える必要がある。また、監督当局の適切な規制・監督を受けない者に一般の保険会社が再保険を出した場合に責任準備金の積立免除を認めることは、保険契約者等の保護の観点から、適当ではないと考えられる。こうした点を踏まえれば、本提案には慎重に対応する必要があり、認めることは困難である。 なお、①キャプティブへの出再と保険会社の破綻との関係、②キャプティブが破綻した場合の影響、③キャプティブの設立は破綻の懸念があるから好ましくないのか、との質問については、監督当局の適切な規制・監督を受けない再保険キャプティブが破綻すれば、そこに再保険を出した一般の保険会社に再保険金が支払われないこととなり、結果として当該保険会社の財務の健全性の確保に支障が生じることになるため、問題があるものと考えている。 また、④海外でキャプティブが認められていることとの関係、⑤国内の特区で適正な監督をする方がいいのではないか、⑥金融庁で特区のキャプティブの管理・監督することは考えられないのか、⑦国内保険会社から海外のキャプティブへの出再は問題ないのか、との質問については、海外では保険業者としてキャプティブの設立を認めている国もあるが、国内の保険会社について、キャプティブを含めた外国保険業者に対する出再に関して責任準備金の積立免除が認められるのは、当該保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない範囲に限定されていることに留意が必要である。また、日本国内において、バミューダ、ケイマン等の海外のキャプティブ設立地と同様あるいは参考とした緩い基準でキャプティブの設立を認めることは、上記回答のとおり慎重に対応する必要があるものと考えている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	①日系企業が海外において設立したキャプティブが破綻することにより我が国の保険会社に影響を与えた過去の例があればご教示願いたい。 ②「監督当局の適切な規制・監督を受けない再保険キャプティブが破綻すれば、そこに再保険を出した一般の保険会社に再保険金が支払われないこととなり、結果として当該保険会社の財務の健全性の確保に支障が生じることになるため、問題があるものと考えている。」との回答を得たが、現在我が国保険会社が海外のキャプティブ保険会社へ出再（再保険）する場合に責任準備金の積立免除が認められているのは、海外のキャプティブが海外の監督当局の規制・監督を受けていると考えているからなのか。そうだとすれば、海外の監督当局と同様の規制・監督を行えば、国内でも認められるということなのかご教示願いたい。適切な規制・監督とはどのようなものか具体的にご教示願いたい。 ③我が国を代表する約80社のグローバル企業が、リスクマネジメントの高度化を図り、また企業の国際競争力を高めるためにキャプティブを海外に設立しているが、このようなキャプティブ保険会社の設立は破綻の懸念があるから好ましくない企業活動であると捉えているのであれば、むしろ国内の特区で認めて国内の監督当局による規制・監督を行った方が、ご指摘の懸念は減少するのではないかご教示願いたい。 ④海外におけるキャプティブ保険会社が認められ、それが特定地域に止まるものではなく、広く国内金融制度一般に影響を与えている事態は容認しながら、名護市の提案する特区は容認できないとする理由として、「海外では保険業者としてキャプティブの設立を認めている国もあるが、国内の保険会社について、キャプティブを含めた外国保険業者に対する出再に関して責任準備金の積立免除が認められるのは、当該保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない範囲に限定されている」からということであるが、国内の特区でも保険会社の健全性を損なうおそれがない範囲で出再に関する責任準備金の積立免除を認めれば、懸念するような弊害は生じないと考えられる。 現行でもキャプティブの設立について緩やかな基準で認められているハワイやバミューダ等のキャプティブへの出再については責任準備金の積立免除が認められている。 海外で設立されたキャプティブへの出再が認められているのと同程度の基準（事務ガイドライン「3－3－4再保険契約の責任準備金の計上」）で、特区内においても責任準備金の積立免除を認められないかご教示願いたい。	⑤海外におけるキャプティブ保険会社を容認するならば、国内の特区でも認め、適正な監督を実現する方が、ご指摘のご懸念は減少するのではないかご教示願いたい。 ⑥名護市でキャプティブを設立した場合、金融庁として何らかの管理・監督を行うことは考えられるのかご教示願いたい。 ⑦現在でも国内保険会社から海外のキャプティブ保険会社へ出再（再保険）されているが、保険契約者保護の観点から海外のキャプティブでは責任準備金の積立免除を認め、国内では認められないとする理由をご	C	-	提案主体の意見の主旨は、海外においてキャプティブの設立が認められている国があり、また、国内保険会社から海外のキャプティブに出再した場合に責任準備金の積立免除が認められていることから、特区においても同様にキャプティブの設立を認め、国内保険会社が特区のキャプティブに出再した場合に責任準備金の積立免除することができないかということであるが、以下の理由から困難である。 保険業者についての規制・監督は、それぞれの国の実情等に応じて行われていることを踏まえ、国内保険会社から海外の保険業者に出再した場合には、当該保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない範囲に限り、責任準備金の積立免除を認める取扱いとしている。また、一部ではキャプティブを保険業者として認めている国があり、その場合も同様の取扱いとしているものである。 しかしながら、バミューダ、ケイマン等のキャプティブ設立地における規制・監督を含め、再保険に関する規制・監督については、国際的にも議論が行われているところである。また、バミューダ、ケイマン等のキャプティブ設立地でキャプティブを設立している日本企業は一部に限られ、それらの国では日本企業のキャプティブ設立を前提に規制・監督が行われている訳ではなく、それぞれの国の実情等に応じた規制・監督が行われているところであり、日本国内の特区で、バミューダ、ケイマン等と同様あるいは参考とした緩い基準でキャプティブの設立を認めることについては、慎重な検討が必要となる。 仮に緩い基準でキャプティブの設立を認め、そのキャプティブが破綻した場合には、そこに出再した元受保険会社に再保険金が支払われないこととなり、結果として当該元受保険会社の財務の健全性の確保に支障が生じることとなる。また、こうした元受保険会社は特区の地域に止まらず保険契約の引受け等を行っており、これが破綻すれば、特区地域外の保険契約者にも及ぶこととなる。 なお、英、独、仏でもキャプティブ制度はないことなどにも留意が必要である。					1071010	名護市	金融テクノロジー開発特区	キャプティブ保険制度の創設（金融庁）	① キャプティブ保険会社に対する出再（再保険）について、保険会社の責任準備金の積立を免除する。 ② 責任準備金を積立免除することができるキャプティブ保険（親会社または関連会社のリスクのみを対象とする保険）会社を構造改革特区法の中におてい明文化する。 ③ 責任準備金を積立免除することができるキャプティブ保険会社の最低資本金額については3,000万円とする。 ④ 責任準備金を積立免除することができるキャプティブ保険会社のソルベンシー比率については、資本金＋剰余金の合計が次のいずれの額も上回ることとする。 ｉ．正味保険料の20% ii．支払準備金総額の15%	（案）平成15年： ①キャプティブ評議会立上げ（管理・監督方法について） ②キャプティブの立法化 ③キャプティブ委員会立上げ（事前申請書の審査等） ④インテリジェントビル、通信インフラなど関連インフラ整備
030020	英文での情報開示及び書類の提出	①「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条～第130条 ②「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第63条～第66条） ③「企業内容等の開示に関する内閣府令」第8条、第9条の3第4項、第9条の4第1項、第10条第2項、第15条第2号、第17条第1項第2号及び第2項	日本語のみでの情報開示及び開示情報の提出を定める。	C	ー	（全国的対応を検討） 証券取引法に基づく開示制度における英語によるディスクロージャーについては、全国的に実施することが適切であるため、その対象範囲を含め、平成１５年度中に金融審議会において検討を開始し、平成１６年度中に結論を得ることとしている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	英文での情報開示及び書類の提出については、全国的に実施することが適切であるため、その対象範囲を含め、平成１５年度中に金融審議会において検討を開始し、平成１６年度中に結論を得ることとしているが、同審議会での議論の過程で様々な問題が指摘され、対象範囲が極めて限定的になる可能性も否定できない。従って、全国一律的な実施に拘らず、特区内で広範囲な対象で実験的実施を行うことは、我が国資本市場の活性化に資するものであると考えるが如何か。昨年の金融審議会第一部会（ディスクロージャーワーキング）において、委員からも金融特区での議論を踏まえて英文開示の問題を検討すべきであるとの指摘があった点を認識願いたい。英文開示については、翻訳の精度等、言語の問題が恒常的に生じるため、従来の監督体制、自主規制機能では対応できない部分も少なくないものと思われる。従って、それらを補完する機能を構造改革特区を活用して構築すべきであると考えるが如何か。英文開示について全国実施を視野に入れた審議を行っているのであれば、いわば実験的に特区で先行実施できないかご教示願いたい。特区での先行実施により、実際の運用上の改善点が明確になり、金融審議会における英文開示についての議論がさらに深まると考えられる。また、英文開示の実施時期の早期化のみならず、英文開示の対象範囲も広く捉えることにより、特区をいわば実験的に活用し、我が国資本市場の活性化に役立たせることができると考えられるが如何かご教示願いたい。		B	I	特区内で実験的に実施する場合であっても、その対象範囲、特区外の一般投資家への転売の問題等の検討が必要であり、特区内に限定して実施するための検討を行うよりも全国的に実施するための検討を行うことが適切である。 なお、昨年の金融審議会第一部会報告では、「当面の課題としては、国際的に見て市場の共通語が事実上英語となっているなかでの英文開示のあり方などがあげられ、引き続き当審議会で検討していくこととしたい」とされており、平成１５年度中に検討を開始し、平成１６年度中に措置を行う。	英文での情報開示及び書類の提出について、平成１６年度中に措置すると解してよいか。	B	I	英文での情報開示及び書類の提出について、平成１６年度中に措置（改正法案を国会へ提出）する。	1071020	名護市	金融テクノロジー開発特区	英文での情報開示及び書類の提出	英文での情報開示及び書類の提出	外国企業が株主割当増資に伴う新株発行を行う場合、当該企業が上場している英文での届出書・目論見書で情報開示を行えば、日本語での情報開示を不要とする。
030030	外国証券業者に対する証券業登録手続きの簡素化	外国証券業者に関する法律第3条第1項、第15条から第20条まで、証券取引法第１５５条	①海外取引所端末の国内設置については、今次国会にて法案が成立したが（平成15年5月30日公布、平成16年4月1日施行）、これまでどおり設置対象は証券業登録を受けた者に限られる。 ②外国証券業者が国内で証券業を営む場合には、支店の登録が必要。	C	ー	・ 国内証券会社と海外取引所との仲介のみを行う場合であっても、取引の公正や投資家保護の確保等の観点から、法定帳簿やリスク管理、電算システムの管理等が適切に行われている必要があり、わが国において、支店を設置し、登録を受ける必要があると考える。 ・ 営業報告書等の提出義務（15条、16条）、証券取引責任準備金の積立て義務や資産の国内保有義務等（17条、18条）及び自己資本規制比率（20条）の規定は、証券業者のリスク管理を含め、わが国における適正な業務を確保する上で必要であり、適用除外とすることは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	名護市は全国で唯一金融産業を振興すべき金融業務特別地区（金融特区）として法律により位置付けられ、税制上の優遇措置等が講じられている。名護市としては、税制とともに規制緩和措置を講じて頂き、証券会社等金融機関の一層の誘致を進めたいと考えている。外国の証券会社については、外国証券業者に関する法律第3条第2項で「登録を受けない外国証券業者は国内にある者を相手方として証券取引行為を行ってはならない。ただし、証券会社を相手方とする場合その他法令で定める場合は、この限りではない」と定められており、名護市としては、当該条文を根拠に外国証券会社の誘致を積極的に展開していきたいと考えている。貴庁の回答では、国内証券会社を相手方とする場合においても登録や支店の設置等が必要とされているが、いわばプロ同士による取引であり、取引の公正や投資家保護の観点からも特に問題を惹起させることにはならないと思料されご指摘の登録等は不要と考えるが、この点についてご教示願いたい。また、「取引の公正や投資家保護の確保等」とは、具体的に如何なるものかご教示頂きたい。		C	ー	外国証券業者が、外国証券当局の監督の下で証券業務を営む場合と異なり、わが国において証券業務を営む場合、その業務が適正に行われているかわが国で監督する必要があり、証券業登録を不要とすることは困難である。 仮に、証券会社を相手方とする取引のみを行う場合であっても、例えば、電算システム管理や売買管理・顧客管理が適正に行われない形態で証券業が営まれ、証券事故が発生した場合には、取引相手の国内証券会社の顧客に当該事故の影響が及ぶ事態も想定され、投資家保護上支障が生じる可能性があると考える。 なお、外国証券業者の登録要件については、平成16年4月から最低資本金を5千万円に引き下げることにより、新規参入を容易にしている。					1071030	名護市	金融テクノロジー開発特区	流動性の高い市場創設のために当該市場に参加する外国証券業者に対して「証券業登録手続きの簡素化」の措置をとる。	外国証券業者に関する法律の第3条第1項において外国証券業者による支店の登録を認め、この場合は業務の限定を条件として同法１５条から２０条までを適用除外とする。	証取法、外証法の改正により来年度からクロスボーダー取引が可能となるが、当市はアジア地域の証券情報の「集積地」と「発信地」としてのパスダック構想を掲げており、外国証券業者の登録手続きの簡素化により、多くの外国証券業者を当市へ集積した上で、①アジア株式の中央気配センター設立②基本的な売買システムや情報系システムの整備、③各国の法制度研究を基にした清算や決済制度の確立などを実現する。
030040	グローバルＥＴＦの募集取扱いの際の届出簡素化	投資信託及び投資法人に関する法律第５８条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第2条、第９８条	約款や運用報告書において、特別の事情により、日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を添付することを義務付けている。	C	ー	投資信託の約款や運用報告書は受益者に交付し、ファンドの内容や運用について説明する文書であり、英文での情報開示及び書類の提出については、投資家保護において問題があり、省略することは困難である。	証取法に基づく開示制度では財務諸表等の英文での開示を全国的に検討するとしているが、同様にグローバルＥＴＦの約款や運用報告書を検討対象として加え、対応できるのではないか、再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	英文での情報開示及び書類の提出については、投資家保護において問題があり、「省略することは困難」との回答を得たが、本提案の趣旨は情報の省略ではなく、むしろ充実を目指すものである。簡素化するのはあくまでも手続きの部分であり、投資家保護の趣旨を踏まえていることをご理解願いたい。グローバルＥＴＦについては、既に海外での当局届出や上場監理において十分な投資家保護が現地においても図られており、日本への持ち込みに際しては、公衆縦覧されない日本語に翻訳された届出書の提出を義務付けるより、むしろ英文原文を届出添付とし、できうれば縦覧可能とすることで更なる投資家保護が図られると考える。従って、本提案の趣旨は英文書類を受領可能とし、十分なる情報をもって更なる投資家保護を図り、かつ資本市場の活性化を図ることを念頭に置いた提案であることをご理解願いたい。		B	I	グローバルＥＴＦの英語によるディスクロージャーについては、投資家保護上の問題に配意しつつ、全国的に実施するための検討を行い、その結果を踏まえ、平成１６年年度中に措置を行う。また、グローバルＥＴＦの届出の添付書類の英語による提出についても、上記検討と合わせて検討を行い、平成１６年度中に措置する。	グローバルＥＴＦに関する英文での情報開示及び書類の提出について、平成16年度中に措置すると解してよいか。また、提案主体の提案内容は実現できると解してよいか。	B	I	グローバルＥＴＦの英語によるディスクロージャーおよび、届出の添付書類の英語による提出については、平成１６年度中に措置する。	1071040	名護市	金融テクノロジー開発特区	グローバルＥＴＦの募集取扱いの際の届出簡素化	グローバルＥＴＦに係る英文での情報開示及び書類の提出	・グローバルＥＴＦ市場の創設 ・特区内に「開示手続きセンター」を設立し、提出書類のうち届出書の約款等の重要性の低い項目については英文での開示を認め、本文等の重要部分については同センターにおいて和訳を行うなど、手続きの簡略化を進めることにより、グローバルＥＴＦの発行を促す。また、開示センターを経由した英文書類に関しては届出義務を果たしたこととする。
030050	商品ファンド法上の許可要件（3年以上の業務経験を有する者）の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第6の2号	商品投資販売業の許可申請書類の添付資料として、「商品投資販売業務を担当する者で商品販売業務又はこれに準ずる業務に３年以上従事した者の業務経歴書」があり、そのことが商品投資販売業を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有する者を有するか否かの判断基準となっている。	C	ー	（全国的対応を検討） 映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、許可要件の緩和等について、法目的である投資者保護の趣旨を十分踏まえつつ全国的対応をするべく、関係省庁と検討し結論を得る。	貴庁の回答では、「許可要件の緩和等について、関係省庁と検討し結論を得る」とあるが、要件緩和の内容と実施時期を明確にされたい。また、特区において先行実施できないか検討し回答されたい。			B	III	映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、全国的対応として、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業に限り、許可要件のうち「3年以上の業務経験」を緩和する方向で、平成１５年度末までに措置する。	貴庁の回答では、「許可要件のうち「3年以上の業務経験」を緩和する方向で」とあるが、具体的にどの程度緩和するものであるか明示されたい。	B	III	平成15年度末までに具体的に明示する。	1120020	横浜市	文化芸術創造交流特区	映画に関する資金調達を行うため、商品ファンド法上の許可要件（3年以上の業務経験を有する者）の緩和	商品投資販売業を遂行するに足りる知識、経験を有するものとして、商品投資販売業務又はこれに準ずる業務に3年以上従事した経験を求めているが、この基準を緩和する。	映画制作会社等が映画の商品投資販売業者となることで、映画の資金調達が多様化するため、映画制作会社等の新規立地が期待できる。
030050	商品ファンド法上の許可要件（3年以上の業務経験を有する者）の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第6の2号	商品投資販売業の許可申請書類の添付資料として、「商品投資販売業務を担当する者で商品販売業務又はこれに準ずる業務に３年以上従事した者の業務経歴書」があり、そのことが商品投資販売業を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有する者を有するか否かの判断基準となっている。	C	ー	（全国的対応を検討） 映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、許可要件の緩和等について、法目的である投資者保護の趣旨を十分踏まえつつ全国的対応をするべく、関係省庁と検討し結論を得る。	貴庁の回答では、「許可要件の緩和等について、関係省庁と検討し結論を得る」とあるが、要件緩和の内容と実施時期を明確にされたい。また、特区において先行実施できないか検討し回答されたい。			B	III	映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、全国的対応として、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業に限り、許可要件のうち「3年以上の業務経験」を緩和する方向で、平成１５年度末までに措置する。	貴庁の回答では、「許可要件のうち「3年以上の業務経験」を緩和する方向で」とあるが、具体的にどの程度緩和するものであるか明示されたい。	B	III	平成15年度末までに具体的に明示する。	5145013	東京都		商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	映画・コンテンツ制作等に関する資金調達をより一層容易なものにするため、商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件（３年以上の業務経験を有する者の配置等）を撤廃すること。	
030060	商品ファンド法上の投資対象の拡大（CG、アニメーション、ゲーム）	商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第２条	商品ファンド法の規制対象となる投資対象物品が政令２条において列挙されている。（特定商品、競走用馬、映画、絵画、鉱業権）	D-1	ー	（現行の規定により対応可能） 商品ファンド法は、投資者保護を図る観点から、価格の変動が激しい物品又はその使用により得られる収益の予測が困難な物品について、その規制対象としているが、現在、要望にあるゲーム等はその規制対象外である。商品ファンド法の規制対象外である商品については、商法の匿名組合契約等により、ファンドの組成が可能であり、要望内容はそれらを活用することにより実現することが可能である。											1120040	横浜市	文化芸術創造交流特区	CG、アニメーション、ゲームを商品ファンド法上の投資対象とする。	商品ファンド法上の投資対象（指定物品）として、CG、アニメーション、ゲームを加える。	特区内にCG、アニメーション、ゲーム制作会社等の誘致・振興を図る
030070	インターネットによる自賠責保険の募集・発行	保険業法第5条第1項第3号、第123条 自動車損害賠償保障法第11条第1項、第14条 保険業法施行規則第11条2の2号 事務ガイドライン１－１３	①自賠法では、被害者保護の観点から契約の成立と同時に責任保険契約の効力が生じることが規定されている。 ②これを受けて、現在では保険料の同時収受が明記されている。 ③任意保険と同様のインターネットによる保険契約締結手続を行うには、事業方法書の同時収受の規定の変更につき、認可を受けることが必要である。	D-1	ー	（現行の規定により対応可能） インターネットによる自賠責保険の募集には規制はない。ただし、自賠法では、被害者保護の観点から契約の成立と同時に保険責任が生じることとされている。したがって、自賠責保険制度の適切な運営の観点から、契約の成立時点で保険料が確実に支払われるような措置を講じうるか等につき検討が必要である。	提案を実現するにあたり、契約の成立時点で保険料が確実に支払われるような措置を講じることにつき、事業方法書の認可を受ける以外に特段の要件はないと解してよいか、回答されたい。			D-1	-	契約の成立時点で保険料が確実に支払われるような措置を講じることが最大の課題であると考えており、既に日本損害保険協会に検討の場を設け、実現に向けた具体的なスキームの検討を求めているところ。この検討を踏まえ、具体的なスキームが固まれば、当局として、事業方法書の変更認可手続を進めていく考えである。	貴庁の回答では、「具体的なスキームが固まれば、当局として、事業方法書の変更認可手続きを進めていく考え」とあるが、そこでいう具体的なスキームが固まる時期を明示されたい。	D-1	-	平成16年度夏までに具体的なスキームを固めることを目途に検討を進めるよう求めているところ。	3043010	株式会社プレスト	インターネットによる自賠責保険の募集・発行	インターネットによる自賠責保険の募集・発行	保険加入者が適正な契約を締結できるような、具体的手法が実施され、契約者保護が確実に行われていることを条件に、インターネット画面より、自賠責保険の募集を行い、同時に申込みを受付け発行できるようにする。	インターネットによる車検募集斡旋事業に活用する。インターネットの画面上に自賠責保険の申込みボタンを設け、申込者がその保険内容を読み理解したことを確認するボタンをクリックしたことにより申込みを受付ける。更に申込み受付確認の電子メールを返信することにより再確認を行う。そして、保険料が支払われたことを確認後発行する。その効果は、保険代理店が直接お客様に会う又は電話等による連絡を取ることなく、自賠責保険の受付け及び発行を行うことができ、速やかな対応が可能となる。
030080	公認会計士の労働者派遣の対象化	公認会計士法一条三項 この法律で「監査法人」とは、次条第一項の業務を組織的に行なうことを目的として、この法律の定めるところにより、公認会計士が共同して設立した法人をいう。 公認会計士法二条一項 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。 公認会計士法第四十七条 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の監査又は証明を受けた場合を除く外、何人も、その公表する財務書類の全部又は一部が公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の監査又は証明を受けたものである旨を公表してはならない。 公認会計士法第四十七条の二 公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除く外、他人の求めに応じ報酬を得て第二条第一項に規定する業務を営んではならない。	公認会計士は、当事者から独立した公正な第三者として行う財務書類の監査証明業務を通じて、企業内容をありのままに出資者等の利害関係者に伝えることを本来の職能としており、その責務は極めて公共性の強いものである。 単なる会計実務に有能であるというのではなく、独立公正な第三者としての職能こそが公認会計士の最も基本的なものであり、この職能に基づく業務としての監査証明業務は公認会計士又は公認会計士で組織された監査法人の独占業務とされている。	C	ー	公認会計士を労働者派遣業の対象とすることにより、派遣事業者が派遣先企業に公認会計士を派遣して監査証明業務を行うことについては、公認会計士が行う監査証明業務の公正性・信頼性を確保する上での「独立性」に問題が生じると考えられ、これを認めることは適切ではないと言わざるを得ない。 公認会計士が行う監査証明業務については、一般投資者、債権者等の保護等の観点から、独立した立場において行われることにより、公正性・信頼性を確保することが不可欠である。このことは、先の通常国会で法改正が行われた公認会計士法第一条の使命の規定において新しく明確化されたところである。（なお、同条の規定は監査法人についても準用されている。） 独立性については、通常、監査対象会社との関係で身分的・経済的な利害関係を有してはならないこととして位置づけられており、公認会計士法は一定の場合に監査証明業務を行うことを禁止するとともに、日本公認会計士協会による会則及び倫理規程のもとでの厳格な対応が図られている。 エンロン事件等を背景として、国際的にも独立性の確保の強化は課題として取り上げられており、国際会計士連盟(ＩＦＡＣ)はその「倫理規程」において「自己利益、自己レビュー、擁護、馴合い及び威嚇の脅威」によって独立性は潜在的な影響を受けるとした上で、「精神の独立性」及び「外観の独立性」のいずれもを確保すべきものとして位置づけている。現在、さらに、国際会計士連盟の倫理規程は強化の方向で改訂作業が行われているところである。 このような国際的な動向の中で、我が国における独立性の確保については、監査対象会社との関係はもとより、国際的にも制度上の誤解を招くことがないように配意しつつ、資本市場の公正性・信頼性の向上に努めることが必要である。 なお、他の専門資格士においても、倫理性は重要な課題ではあるが、基本的に、業務の対象者と受益者は同一であり、その利益になるように業務を行うことが期待されているのに対し、公認会計士については、受益者である一般投資者、債権者等の保護を図るとの観点から独立性の確保が倫理上の義務としても位置づけられているものである。この点で、公認会計士の独立性の確保については、他の専門資格士に求められるものとは基本的に異なっているものである。 仮に公認会計士を労働者派遣業の対象とすることにより、派遣事業者が派遣先企業に公認会計士を派遣して監査証明業務を行うこととなると、派遣事業者という特定の者との雇用関係、報酬の受領の利害関係を前提とすることとなり、当該公認会計士の独立性を確保することはできないこととなる。 また、仮に派遣先企業が監査法人の場合であっても、監査法人自体の監査証明業務を行う上での独立性を確保することはでないこととなる。 以上のとおり、公認会計士を労働者派遣業の対象とすることは、独立性の確保の観点から問題が生じるものと考えられ、これ認めることは適切ではないと言わざるを得ない。	派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が資格の対象となっている業務に及ばないよう、労働者派遣契約あるいは法律で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか。この際、改正された外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の第４９条の２第１項では「外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。」との規定があり、これと同様の規定を置くことにより、派遣もとの指導・監督権限が資格の対象となっている業務に及ばないようにできるのではないか。再度検討し、回答されたい。なお、財務省の回答では、税理士の労働者派遣について、「労働者派遣事業者と派遣税理士との間の雇用関係に基づく指導監督権限が税理士業務に及ばないことが担保されているのであれば、税理士法人又は開業税理士に税理士を派遣することは可能である」としているところである。	貴庁のご回答に対して、弊社は次のように反論させていただきます。確かに公認会計士の場合、他の士業者と比較してより高い独立性がもとめられているというのはご指摘の通りであると思います。しかしながら、そのことが、一般企業のみならず、監査法人に派遣することまでを禁ずる理由になるとは思えません。確かに監査法人自体の監査証明業務を行うについての独立性確保はできないことになりましょう。しかし、派遣先監査法人が行う他法人の監査については、派遣会計士も、全く独立性を害されることなくこれを行うことができると考えます。公認会計士の人数は急速に増加しつつあります。ですから、就労形態についても、様々なものが要請されることになるでしょう。そのような現状に鑑み、派遣労働という形態も、可能な限りその機会拡大を図るのが良いと考えます。		C	-	公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性の確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。 公認会計士による監査証明が付された財務諸表が企業活動を適切に反映されているものとして信頼されるのは、公認会計士が会計の専門家というだけではなく独立した公正な第三者の立場で監査証明業務を行っているものであるということを前提にしているからである。 仮に、公認会計士が利害関係の深い者の財務書類の監査証明を行うなどの行為があれば、その独立性が疑われ、当該監査証明に対する信頼を損なうこととなる。 それゆえに、公認会計士が監査証明業務を行う際には、公認会計士自身に精神的な独立性を求められるのは当然として、何人に対しても独立性が保持されている、あるいは少なくとも独立性が損なわれていないという印象を与えること、つまり、外観的にも独立性を保つことが必要とされる。 公認会計士を労働者派遣業の対象とした場合、業者間においては公認会計士の属する労働者派遣業者と公認会計士の派遣先の被監査会社との間に業者と顧客という利害関係が存在し、派遣される公認会計士自身においても労働者派遣業者との雇用契約、報酬の受領等という関係が存在している以上、外観的独立性は存在しないため、監査報告書に対する信頼が確保されず、監査制度の意義は大きく減殺される。（監査基準では、一般基準の中で「 監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない」と規定） 財務情報の信頼性向上に対する経済社会の必要性がますます高まるにつれ、これを担う監査に対しても必然的により高度な倫理と独立性が求められつつある世界的な潮流の中、国際会計士連盟（ＩＦＡＣ）は、会計士の倫理規定における「独立性」に関する章の改訂版を平成１３年１１月に公表し、平成１６年１２月から適用するものとしており、その中で、「精神の独立性」及び「外観の独立性」のいずれをも確保すべきものとして位置づけている。現在、さらに、国際会計士連盟の倫理規定のうち「独立性」については強化の方向で改訂作業が行われている（平成１８年１月１日以降適用されることが提案されている）。					3067010	株式会社東京リーガルマインド	士業者派遣特区	「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の改正	「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の「第二 適用除外業務等 三 適用除外業務以外の業務に係る制限」にある次の規定は、これを削除すべきと考えます。 二）弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）及び行政書士法（昭和二十六年法律第四号）に基づく弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士及び行政書士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う（当該業務については指揮命令を受けることがない）ことから、労働者派遣の対象とはならないものであること。	士業者が派遣形態で働くことを促進する。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	[措置の分類]の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
030090	投資信託委託業等の認可における資本金要件の撤廃	投資信託及び投資法人に関する法律第9条第1項	資本の額が１億円以上であること。	C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していることが投資家保護上不可欠であり、当該要件の撤廃は困難である。 最低資本金額については、参入促進の観点から16年４月から現在の1億円から５千万円に引き下げる予定であり、緩和しているところ。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性､創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を容易に可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。			C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していることが投資家保護上不可欠であり、当該要件の撤廃は困難である。 最低資本金額については、参入促進の観点から16年４月から現在の1億円から５千万円に引き下げる予定であり、緩和しているところであり、ベンチャ―企業を含め、新規参入がこれまで以上に容易となると考える。	提案は、上場後のベンチャー企業が円滑に資金を調達するために、ベンチャー向けの小規模な投資信託業の参入を図り、ファンドの裾野を広げたいとするものであり、提案者が示しているようなセーフティーネットを講じても提案の実現が不可能なのか、検討し回答されたい。	c	—	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。財産的基礎に係る要件は、このような業務を健全に遂行するために必要なランニングコストを求めているものであり、当該要件の撤廃は困難である。 なお、提案者の代替案である運用者の破綻時の対応を予め明言することを義務化することについては、投資信託は信託契約であり、仮に運用者が破綻したとしても受益者の財産は受益者である信託銀行で管理されていること、投信法において一定の要件に該当する場合において投資信託約款の存続が公益又は投資者保護のため必要であると認められるときは、関係先の同意を得て投資信託約款を引き継ぐことを命ずることができる（投信法45条）との規定が既に整備されているところ。	3086010	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条の一及び関連法制の緩和。資本金規制の撤廃。	投信法第九条の一　財産的基礎の規定を該当法人固有の規定にまで緩和すること。資本金規制を撤廃し、投資信託業務への参入を容易にする。	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。
030090	投資信託委託業等の認可における資本金要件の撤廃	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第14条1号イ	資本の額が１億円以上であること。	C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していることが投資家保護上不可欠であり、当該要件の撤廃は困難である。 最低資本金額については、参入促進の観点から16年４月から現在の1億円から５千万円に引き下げる予定であり、緩和しているところ。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性､創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を容易に可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。			C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していることが投資家保護上不可欠であり、当該要件の撤廃は困難である。 最低資本金額については、参入促進の観点から16年４月から現在の1億円から５千万円に引き下げる予定であり、緩和しているところであり、ベンチャ―企業を含め、新規参入がこれまで以上に容易となると考える。	提案は、上場後のベンチャー企業が円滑に資金を調達するために、ベンチャー向けの小規模な投資信託業の参入を図り、ファンドの裾野を広げたいとするものであり、提案者が示しているようなセーフティーネットを講じても提案の実現が不可能なのか、検討し回答されたい。	c	—	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。財産的基礎に係る要件は、このような業務を健全に遂行するために必要なランニングコストを求めているものであり、当該要件の撤廃は困難である。 なお、提案者の代替案である運用者の破綻時の対応を予め明言することを義務化することについては、投資信託は信託契約であり、仮に運用者が破綻したとしても受益者の財産は受益者である信託銀行で管理されていること、投信法において一定の要件に該当する場合において投資信託約款の存続が公益又は投資者保護のため必要であると認められるときは、関係先の同意を得て投資信託約款を引き継ぐことを命ずることができる（投信法45条）との規定が既に整備されているところ。	3086050	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条及び関連法制の緩和。資本金の額の規定を廃止すること。	投信法施行規則第十四条一のイ　資本の額の規定を廃止すること	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。
030090	投資信託委託業等の認可における資本金要件の撤廃	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第１０条	資本の額が１億円以上であること。	C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していることが投資家保護上不可欠であり、当該要件の撤廃は困難である。 最低資本金額については、参入促進の観点から16年４月から現在の1億円から５千万円に引き下げる予定であり、緩和しているところ。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性､創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を容易に可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。			C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していることが投資家保護上不可欠であり、当該要件の撤廃は困難である。 最低資本金額については、参入促進の観点から16年４月から現在の1億円から５千万円に引き下げる予定であり、緩和しているところであり、ベンチャ―企業を含め、新規参入がこれまで以上に容易となると考える。	提案は、上場後のベンチャー企業が円滑に資金を調達するために、ベンチャー向けの小規模な投資信託業の参入を図り、ファンドの裾野を広げたいとするものであり、提案者が示しているようなセーフティーネットを講じても提案の実現が不可能なのか、検討し回答されたい。	c	—	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。財産的基礎に係る要件は、このような業務を健全に遂行するために必要なランニングコストを求めているものであり、当該要件の撤廃は困難である。 なお、提案者の代替案である運用者の破綻時の対応を予め明言することを義務化することについては、投資信託は信託契約であり、仮に運用者が破綻したとしても受益者の財産は受益者である信託銀行で管理されていること、投信法において一定の要件に該当する場合において投資信託約款の存続が公益又は投資者保護のため必要であると認められるときは、関係先の同意を得て投資信託約款を引き継ぐことを命ずることができる（投信法45条）との規定が既に整備されているところ。	3086160	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条及び関連法制の緩和。最低資本金の規制の撤廃。	投信法施行令第十条　最低資本金の規定は、一億円（来四月から5千万円）ではなく、運用者の法人形態固有の制度を適用すること	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。
030100	投資信託委託業等の認可申請時における収支見込みの提出義務の解除	投資信託及び投資法人に関する法律第9条第1項	認可申請時における収支の見込みによれば、純資産額が、収支見込対象期間を通じて一億円を下回らない水準に維持されると見込まれること。	C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していることが投資家保護上不可欠であり、当該要件の撤廃は困難である。 純資産額下限規定については、16年４月から現在の1億円から５千万円に引き下げる予定であり、緩和しているところ。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性､創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を容易に可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。			C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していることが投資家保護上不可欠であり、当該要件の撤廃は困難である。 最低資本金額については、参入促進の観点から16年４月から現在の1億円から５千万円に引き下げる予定であり、緩和しているところであり、ベンチャ―企業を含め、新規参入がこれまで以上に容易となると考える。	提案は、上場後のベンチャー企業が円滑に資金を調達するために、ベンチャー向けの小規模な投資信託業の参入を図り、ファンドの裾野を広げたいとするものであり、提案者が示している代替措置を講じても提案の実現が不可能なのか、検討し回答されたい。	c	—	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。財産的基礎に係る要件は、このような業務を健全に遂行するために必要なランニングコストを求めているものであり、当該要件の撤廃は困難である。 なお、提案者の代替案である運用者の破綻時の対応を予め明言することを義務化することについては、投資信託は信託契約であり、仮に運用者が破綻したとしても受益者の財産は受益者である信託銀行で管理されていること、投信法において一定の要件に該当する場合において投資信託約款の存続が公益又は投資者保護のため必要であると認められるときは、関係先の同意を得て投資信託約款を引き継ぐことを命ずることができる（投信法45条）との規定が既に整備されているところ。	3086020	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条の一及び関連法制の緩和。申請時収支見込みの提出義務の解除	投信法第九条の一　収支見込みが良好、の規定を緩和し、申請時収支見込みの提出義務を解除すること。	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。
030110	投資信託委託業等の認可要件「十分な社会的信用」の撤廃	投資信託及び投資法人に関する法律第9条第1項	認可申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。	C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を公正かつ的確に遂行することのできる知識、経験を有するとともに、十分な社会的信用を有することが投資家保護上不可欠であり、当該要件の撤廃は困難である。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性､創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を容易に可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。また、貴庁の回答にある「業務を公正かつ的確に遂行することのできる知識、経験を有するとともに、十分な社会的信用を有すること」について明確な基準を示されたい。			C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を公正かつ的確に遂行することのできる十分な社会的信用を有することが投資家保護上不可欠であり、当該要件の撤廃は困難である。	提案は、上場後のベンチャー企業が円滑に資金を調達するために、ベンチャー向けの小規模な投資信託業の参入を図り、ファンドの裾野を広げたいとするものであり、提案者が示している代替措置を講じても提案の実現が不可能なのか、検討し回答されたい。	c	—	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を遂行するにあたっては、業務を公正かつ的確に遂行することのできる知識、経験を有するとともに、十分な社会的信用を有することが必要であり、当該要件の撤廃は困難である。なお、提案者の代替案である運用者経営者の経歴開示義務を課し、投資家の判断を仰ぐ制度のみとした場合には、監督官庁において認可の基準である知識、経験を確認できないほか、開示された経歴を投資家サイドで検証・判断することを求めることにより、かえって一般の投資家にとって負担となる可能性があると考える。	3086030	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条の二及び関連法制の緩和。十分な社会的信用の文言の削除。	投信法第九条の二　十分な社会的信用、の規定を削除し、同条2の三以下の規定の適用に留めること	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。
030120	投資信託委託業等の法人形態の拡大	投資信託及び投資法人に関する法律第9条第2項	認可申請者が、株式会社であること	C	－	認可の対象となる投資信託委託業者は、幅広く一般の投資家から集めた財産の運用をするという業務の特殊性から、一定の財産的基礎を有するとともに、財産が構成員から独立して存在することにより業務の継続性が確保されていることが不可欠であることから、会社の中でも計算規則に関する規定等が整備されている株式会社に限定されているところであり、当該要件の撤廃は困難である。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性､創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を容易に可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。また、株式会社以外でも、法人形態によらず別途計算規則を定めることにより対応できるのではないか検討し回答されたい。			C	－	認可の対象となる投資信託委託業者は、幅広く一般の投資家から集めた財産の運用をするという業務の特殊性から、一定の財産的基礎を有するとともに、財産が構成員から独立して存在することにより業務の継続性が確保されていることが不可欠であることから、最も法制面の整備された法人形態であり、社会的信用が高い株式会社に限定されているところであり、当該要件の撤廃は困難である。					3086040	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条2の一及び関連法制の緩和。運用会社の法形態を株式会社のみに限定をしないこと。	投信法第九条2の一　株式会社でない者、の規定を緩和し、有限会社、合資会社、合名会社、相互会社、協同組合の参入を認めること。宗教法人、公益公人等、運用会社として必ずしも合理的でない法形態の参入を認めないために、法形式は限定列挙方式とし、必要に応じて順次拡大することを提案する。	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。
030130	投資信託委託業等の認可における純資産額下限規定の撤廃	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第１４条第１号ロ	認可申請時における収支の見込みによれば、純資産額が、収支見込対象期間を通じて一億円を下回らない水準に維持されると見込まれること。	C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していることが投資家保護上不可欠であり、当該要件の撤廃は困難である。 純資産額下限規定については、16年４月から現在の1億円から５千万円に引き下げる予定であり、緩和しているところ。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性､創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。			C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していることが投資家保護上不可欠であり、当該要件の撤廃は困難である。 純資産額下限規定については、16年４月から現在の1億円から５千万円に引き下げる予定であり、緩和しているところであり、ベンチャー企業を含め、新規参入がこれまで以上に容易になると考える。	提案は、上場後のベンチャー企業が円滑に資金を調達するために、ベンチャー向けの小規模な投資信託業の参入を図り、ファンドの裾野を広げたいとするものであり、提案者が示しているようなセーフティーネットを講じても提案の実現が不可能なのか、検討し回答されたい。	c	—	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。財産的基礎に係る要件は、このような業務を健全に遂行するために必要なランニングコストを求めているものであり、当該要件の撤廃は困難である。 なお、提案者の代替案である運用者の破綻時の対応を予め明言することを義務化することについては、投資信託は信託契約であり、仮に運用者が破綻したとしても受益者の財産は受益者である信託銀行で管理されていること、投信法において一定の要件に該当する場合において投資信託約款の存続が公益又は投資者保護のため必要であると認められるときは、関係先の同意を得て投資信託約款を引き継ぐことを命ずることができる（投信法45条）との規定が既に整備されているところ。	3086060	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条及び関連法制の緩和。純資産額下限規定を撤廃すること。	同規則第十四条一のロ　純資産額下限規定を撤廃すること	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。
030140	投資信託委託業等の認可における「収支見込対象期間内黒字化見込み」要件の撤廃	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第１４条第１号ハ	投資信託委託業又は投資法人資産運用業の収支の見込みが、収支見込対象期間内に黒字になると見込まれること。	C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、今後の業務の収支見込が良好であることが投資家保護上不可欠であり、当該要件の撤廃は困難である。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性､創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。また、「今後の業務の収支見込が良好であること」の判断基準を示されたい。			C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、今後の業務の収支見込が良好であることが投資家保護上不可欠であり、当該要件の撤廃は困難である。なお「今後の業務の収支見込が良好であること」は業務開始後、3営業事業年度内に黒字になることである。					3086070	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条及び関連法制の緩和。収支見込対象期間内黒字化見込みの審査基準からの撤廃。	同規則第十四条一のハ　収支見込対象期間内黒字化見込みの審査基準からの撤廃。	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	[措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
030150	投資信託委託業等の認可日から六ヶ月以内の投信の設定義務の撤廃	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第１４条第1号ニ	認可を受けた日から六月以内に投資信託契約又は資産運用委託契約を締結することが見込まれること。	C	－	投資信託委託業者の営業上の収入は、信託財産からの信託報酬であるから、投資信託委託業者の収支計画は、信託設定及びその販売計画によって決定されることになる。投資信託を利用して組成される金融商品の安全性・収益性を確保するためには、投資信託委託業者の業務が円滑に遂行され、安定した収入が得られる見込みがあることが不可欠であり、そのためには認可後、速やかに投資信託の設定、販売が行われる見込みがあることが求められるところであり、当該要件の撤廃は困難である。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を容易に可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。また、貴庁の回答にある「速やかに投資信託の設定、販売が行われる見込みがあること」の判断基準を示されたい。			C	－	投資信託委託業者の営業上の収入は、信託財産からの信託報酬であるから、投資信託委託業者の収支計画は、信託設定及びその販売計画によって決定されることになる。投資信託を利用して組成される金融商品の安全性・収益性を確保するためには、投資信託委託業者の業務が円滑に遂行され、安定した収入が得られる見込みがあることが不可欠であり、認可時の基準として認可後、6ヶ月以内に投資信託が設定され、速やかに販売が行われる見込みがあることを求めているところであり、当該要件の撤廃は困難である。					3086080	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条及び関連法制の緩和。認可日から六ヶ月以内の投信設定義務の撤廃	同規則第十四条一のニ　認可日から六ヶ月以内の投信設定義務の撤廃。半年以上かかるファンド設定も認めること。	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。
030160	投資信託委託業等の認可時点での販売会社の存在の規定の廃止	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第１４条第2号ホ	受益証券等の募集等の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関が存在することが見込まれること（投資信託委託業を営む場合であって直接募集を行わない場合に限る。）。	C	－	投資信託委託業者の営業上の収入は、信託財産からの信託報酬であるから、投資信託委託業者の収支計画は、信託設定及びその販売計画によって決定されることになる。投資信託を利用して組成される金融商品の安全性・収益性を確保するためには、投資信託委託業者の業務が円滑に遂行され、安定した収入が得られる見込みがあることが不可欠であり、そのためには認可後、速やかに投資信託の設定、販売が行われる見込みがあることが求められるところであり、当該要件の撤廃は困難である。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を容易に可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。また、貴庁の回答にある「速やかに投資信託の設定、販売が行われる見込みがあること」の判断基準を示されたい。			C	－	投資信託委託業者の営業上の収入は、信託財産からの信託報酬であるから、投資信託委託業者の収支計画は、信託設定及びその販売計画によって決定されることになる。投資信託を利用して組成される金融商品の安全性・収益性を確保するためには、投資信託委託業者の業務が円滑に遂行され、安定した収入が得られる見込みがあることが不可欠であり、認可時の基準として認可後、6ヶ月以内に投資信託が設定され、速やかに販売が行われる見込みがあることを求めているところであり、当該要件の撤廃は困難である。					3086090	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条及び関連法制の緩和。認可時点での販売会社の存在の規定を廃止すること	同規則第十四条一のホ　認可時点での販売会社の存在の規定を廃止すること。認可後に販売会社を探すオプションを残すこと。	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。
030170	投資信託委託業等の業務運営におけるバックオフィス業務のアウトソーシングの可能化	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第１４条第2号イ(2)	投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用に係る業務運営体制の確保	D-1	－	（現行の規定により対応可能） バックオフィス業務のアウトソーシングを禁ずる規制はない。ただし、業務を外部委託しても、適正な業務運営について責任を負う体制を整備することは、投資家保護の観点や受益者に対する忠実義務や善管注意義務の遵守の観点から必要であると考えられる。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を容易に可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。また、貴庁の回答にある「適正な運営業務運営について責任を負う体制を整備すること」とあるが、その具体的内容を示されたい。			D-1	－	バックオフィス業務のアウトソーシングを禁ずる規制はない。ただし、業務を外部委託しても、当該業務について一定の責任を負う体制を整備することは、投資家保護の観点や受益者に対する忠実義務や善管注意義務の遵守の観点から必要であると考えられる。	提案は、上場後のベンチャー企業が円滑に資金を調達するために、ベンチャー向けの小規模な投資信託業の参入を図り、ファンドの裾野を広げたいとするものであり、提案者が代替措置で示してる内容であれば、問題はないと解してよいか。	D-1	－	バックオフィス業務のアウトソーシングを禁ずる規制はない。ただし、業務を外部委託しても、当該業務のチェック機能を有することなど一定の責任を負う体制を整備することは、投資家保護の観点や受益者に対する忠実義務や善管注意義務の遵守の観点から必要であると考えられる。	3086100	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条及び関連法制の緩和。バックオフィス業務のアウトソーシングを認めること。	同規則第十四条の二のイ(2)　業務運用体制の解釈において、運用自体を除く殆どの機能を外部委託する体制をバックオフィス業務の支援体制を採用することを条件に認めること。バックオフィス業務をアウトソーシングをし、投資の意志決定をする運用者を中心に、より少人数での組織を認めること。	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。
030180	投資信託委託業等の社内管理におけるバックオフィス業務のアウトソーシングの可能化	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第１４条第2号イ(7)	投資信託財産に係る計算及びその審査並びに投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用その他に関する内部検査等の社内管理体制の確保	D-1	－	（現行の規定により対応可能） バックオフィス業務のアウトソーシングを禁ずる規制はない。ただし、業務を外部委託しても、適正な業務運営について責任を負う体制を整備することは、投資家保護の観点や受益者に対する忠実義務や善管注意義務の遵守の観点から必要であると考えられる。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を容易に可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。また、貴庁の回答にある「適正な運営業務運営について責任を負う体制を整備すること」とあるが、その具体的内容を示されたい。			D-1	－	バックオフィス業務のアウトソーシングを禁ずる規制はない。ただし、業務を外部委託しても、当該業務について一定の責任を負う体制を整備することは、投資家保護の観点や受益者に対する忠実義務や善管注意義務の遵守の観点から必要であると考えられる。	提案は、上場後のベンチャー企業が円滑に資金を調達するために、ベンチャー向けの小規模な投資信託業の参入を図り、ファンドの裾野を広げたいとするものであり、提案者が代替措置で示してる内容であれば、問題はないと解してよいか。	D-1	－	バックオフィス業務のアウトソーシングを禁ずる規制はない。ただし、業務を外部委託しても、当該業務のチェック機能を有することなど一定の責任を負う体制を整備することは、投資家保護の観点や受益者に対する忠実義務や善管注意義務の遵守の観点から必要であると考えられる。	3086110	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条及び関連法制の緩和	同規則第十四条の二のイ(7)　業務運用体制の解釈において、運用自体を除く殆どの機能を外部委託する体制を、後述の支援体制を採用することを条件に認めること	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。
030190	投資信託委託業等の認可における知識経験の規定の撤廃	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第１４条第2号ロ	投資信託財産の運用の指図を行う者又は投資法人の資産の運用を行う者として、運用の指図又は運用を行う資産に関する十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。	C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を公正かつ的確に遂行することのできる知識、経験を有することが不可欠であり、実際の運用を行う者にその業務に係る経験、知識があることを確認することは認可に際して最低限の要件である。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を容易に可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。また、「業務を公正かつ的確に遂行することのできる知識、経験を有すること」の判断基準を示されたい。さらに提案にあるとおり、経歴開示義務を課し、投資家の判断を仰ぐことにより対応できないか、検討し回答されたい。			C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を公正かつ的確に遂行することのできる知識、経験を有することが不可欠であり、実際の運用を行う者にその業務に係る経験、知識があることを確認することは認可に際して最低限の要件である。また、監督官庁へ提出せず経歴開示義務を課し、投資家の判断を仰ぐ制度のみとした場合には、認可基準である知識及び経験を有することが確認できないほか、開示内容における真実性が十分とはいえないため困難である。					3086120	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条及び関連法制の緩和。知識経験の規定の撤廃。	同規則第十四条の二のロ　運用者の知識経験の規定は官が適性を判断するのではなく、経歴開示義務を課して投資家の判断を仰ぐ制度に変更すること	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。
030200	投資信託委託業等の計理事務のアウトソーシングの可能化	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第１４条第2号ニ	投資信託財産の計算の事務を行う者として、当該事務に関する十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。	D-1	－	（現行の規定により対応可能） 投資信託財産の計算の事務を行う者については、当該事務を第三者に委託することが可能であり、その場合にも内部に当該業務にかかる担当者を置くことを法令において求めているものではない。ただし、業務を外部委託しても、適正な業務運営について責任を負う体制を整備することは、投資家保護の観点や受益者に対する忠実義務や善管注意義務遵守の観点から必要であると考えられる。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を容易に可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。また、貴庁の回答にある「適正な運営業務運営について責任を負う体制を整備すること」とあるが、その具体的内容を示されたい。			D-1	－	投資信託財産の計算の事務を行う者については、当該事務を第三者に委託することが可能であり、その場合にも内部に当該業務にかかる担当者を置くことを法令において求めているものではない。ただし、業務を外部委託しても、当該業務について一定の責任を負う体制を整備することは、投資家保護の観点や受益者に対する忠実義務や善管注意義務遵守の観点から必要であると考えられる。	提案は、上場後のベンチャー企業が円滑に資金を調達するために、ベンチャー向けの小規模な投資信託業の参入を図り、ファンドの裾野を広げたいとするものであり、提案者が代替措置で示してる内容であれば、問題はないと解してよいか。	D-1	－	バックオフィス業務のアウトソーシングを禁ずる規制はない。ただし、業務を外部委託しても、当該業務のチェック機能を有することなど一定の責任を負う体制を整備することは、投資家保護の観点や受益者に対する忠実義務や善管注意義務の遵守の観点から必要であると考えられる。	3086130	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条及び関連法制の緩和。バックオフィス業務のアウトソーシングを認めること。	同規則第十四条の二のニ　計理事務の担当者の知識･経験に関して、十分な能力を持つ外部者に業務委託する場合には内部に担当者を置く必要をなくすること	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。
030210	投資信託委託業等の法務･コンプライアンス責任者のアウトソーシングの可能化	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第１４条第2号ホ	運用の指図又は運用を行う資産に有価証券が含まれる場合にあっては、法人関係情報について、その管理責任者の選任、管理規則の制定及び管理体制の整備が適切になされていると認められること。	D-1	－	（現行の規定により対応可能） 法務・コンプライアンス業務のアウトソーシングを禁ずる規制はない。ただし、業務を外部委託しても、適正な業務運営について責任を負う体制を整備することは、投資家保護の観点のほか、受益者に対する忠実義務や善管注意義務遵守の観点からも必要であると考える。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を容易に可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。また、貴庁の回答にある「適正な運営業務運営について責任を負う体制を整備すること」とあるが、その具体的内容を示されたい。			D-1	－	法務・コンプライアンス業務のアウトソーシングを禁ずる規制はない。ただし、業務を外部委託しても、当該業務について一定の責任を負う体制を整備することは、投資家保護の観点のほか、受益者に対する忠実義務や善管注意義務遵守の観点からも必要であると考える。	提案は、上場後のベンチャー企業が円滑に資金を調達するために、ベンチャー向けの小規模な投資信託業の参入を図り、ファンドの裾野を広げたいとするものであり、提案者が代替措置で示してる内容であれば、問題はないと解してよいか。	D-1	－	バックオフィス業務のアウトソーシングを禁ずる規制はない。ただし、業務を外部委託しても、当該業務のチェック機能を有することなど一定の責任を負う体制を整備することは、投資家保護の観点や受益者に対する忠実義務や善管注意義務の遵守の観点から必要であると考えられる。	3086140	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条及び関連法制の緩和。バックオフィス業務のアウトソーシングを認めること。	同規則第十四条の二のホ　法務･コンプライアンス責任者についても実効性のある外部委託制度の利用を前提に、社内に置く必要をなくすること	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。
030220	投資信託委託業等の認可における経営者の資質の規定の撤廃	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第１４条第2号ヘ	経営者が、その経歴及び能力等に照らして、投資信託委託業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。	C	－	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を公正かつ的確に遂行することのできる知識、経験を有するとともに、十分な社会的信用を有することが投資家保護上不可欠であり、その経営者については、その知識、経歴、能力等に照らして、業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有することが必要であり、当該要件の撤廃は困難。	提案は、投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を容易に可能にすることを要望しており、この点を踏まえ検討し回答されたい。また、貴庁の回答にある「業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質」について明確にされたい。			C	-	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を行うにあたっては、業務を公正かつ的確に遂行することのできる知識、経験を有するとともに、十分な社会的信用を有することが投資家保護上不可欠であり、受益者に対する忠実義務や善管注意義務遵守が求められることを踏まえれば、その経営者については、その知識、経歴、能力等に照らして、十分な資質を有することが必要であり、当該要件の撤廃は困難。	提案は、上場後のベンチャー企業が円滑に資金を調達するために、ベンチャー向けの小規模な投資信託業の参入を図り、ファンドの裾野を広げたいとするものであり、提案者が代替措置で示してる内容であれば、問題はないと解してよいか。	C	-	投資信託は、一般の投資家から広く資金を集めるスキームであり、その収益性、安全性は、資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっているところ。このような業務を遂行するにあたっては、業務を公正かつ的確に遂行することのできる知識、経験を有するとともに、十分な社会的信用を有することが必要であり、当該要件の撤廃は困難である。なお、提案者の代替案である運用者経営者の経歴開示義務を課し、投資家の判断を仰ぐ制度のみとした場合には、監督官庁において認可の基準である知識、経験を確認できないほか、開示された経歴を投資家サイドで検証・判断することを求めることにより、かえって一般の投資家にとって負担となる可能性があると考える。	3086150	レオス･キャピタルワークス株式会社	運用特区プロジェクト	投資信託及び投資法人に関する法律第九条及び関連法制の緩和。経営者の資質の規定の撤廃。	同規則第十四条の二のヘ　経営者の資質の規定は官が適性を判断するのではなく、経歴開示義務を課して投資家の判断を仰ぐ制度に変更すること	投資家保護に留意しながら、金融市場の多様性、創造性を充実させるベンチャー運用会社の設立を可能にする。
030230	一般事業法人及び個人への銀行代理店業務の委託の容認	銀行法施行規則第9条の3第2項第7号ロ、第8号ロ･ハ、第10号	銀行の法人代理店は、銀行の100%出資法人又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社でなければならない。また、法人代理店及び個人代理店は、当該代理業務を専業としなければならない。	C	－	（全国的対応を検討） 法人代理店における100%出資規制は、公共性の高い銀行業務を法人代理店に適切に遂行させ、かつ、当該代理業務の運営方針の適切性を確保する観点から措置されているものであり、法人代理店及び個人代理店に対する専業規制は、銀行に対する他業禁止の観点から措置されているものである。 このような代理店規制は、我が国の信用秩序に関連を有するものであり、特区として措置することは困難であるが、全国的な対応が可能かどうかについては、慎重な検討を要することから、16年度中に検討を開始する。	貴庁の回答では、「全国的な対応が可能かどうか16年度中に検討を開始する。」とあるが、結論を得る時期の目途を示されたい。また、代替措置を講じれば特区として実施できないか検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	金融庁回答では措置分類Cであるが、16年度中に全国的対応の検討をするとことで提案をした意味があったと私たちは考えます実施にあたって、地域限定、時限立法的な措置による試験的な実施を行い、効果の測定後、全国的実施という方法もあるのでないかと考えており、また、現在の我が国の中小企業を取り巻く事業環境を見れば、その金融的対応についてより迅速に対応する必要があると考えることから、特区において先行的に実施することについて、再検討し、これに対する回答を頂きたい。		B	I III	法人代理店等に対する100%出資規制や専業規制は、公共性の高い銀行業務の適切な遂行の確保及び銀行の他業禁止の観点から措置されているものであり、特区における試験的な実施による効果の測定といった定量性を有するものではなく、我が国全体の信用秩序に関連を有する事柄であるため代替措置による対応を含め特区として措置することは困難であるが、代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。	銀行代理店の要件である資本関係等の見直しについて、平成16年度中に措置すると解してよいか。	B	I III	代理店制度における資本関係等の見直しについては、16年度中に検討を行い措置する。	3100010	(社)東京青年会議所	銀行代理店推進特区	一般事業法人及び個人への銀行代理店業務の委託の容認	中小企業の資金供給ニーズを満たすためには、銀行業務の活性化及び顧客の利便性の向上が必要である。そのような観点から、中小企業のニーズを最もは把握している一般事業法人及び個人が銀行代理業務を行いやすくし、それらによる迅速かつ現場の目による真に効果的な融資を実施することを可能にすることが急務である。しかしながら、現行制度では、一般法人及び個人が銀行代理業務を実施する場合には100%子会社及び専業者でなければならない。そこで、一般事業法人及び個人が銀行代理業務を実施しやすくため、100%子会社要件及び専業者要件を緩和する。ただし、代理店業務を行う際の一定の健全性の確保のための措置は依然と講じる。	一般事業法人および個人に日本振興銀行(平成16年に設立認可予定)の銀行代理店業務を委託する。中小企業の資金供給ニーズに対する独自調査･審査機能の保持により、融資審査を迅速かつ適正に行う。中小企業の事業意欲を助け、地域の産業振興を活性化する。地域経済の再生から日本経済の再生への起点として導く。銀行の正常なる競争を促し、産業育成という本来業務への回帰への一助を担う。